

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第23号
事故等種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	平成26年5月6日（火、休日） 07時00分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町蟹田漁港東方沖 外ヶ浜町所在の蟹田港東防波堤灯台から真方位072° 1.0海里付近 （概位 北緯41° 03.2′ 東経140° 40.2′）
事故等調査の経過	平成26年5月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ゴムボート（船名なし）、長さ約3m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣り仲間1人を乗せ、蟹田漁港東方沖で釣りをを行い、平成26年5月6日07時00分ごろ釣り場を移動するため、船外機を始動してクラッチを前進方向に入れた際、プロペラが回転せず、運航不能となった。</p> <p>操縦者は、船外機が運転しているものの、プロペラが回転しない原因が分からず、また、風が強くなってきたため、08時07分ごろ携帯電話で118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、付近にいた漁船により、蟹田漁港までえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、平成25年5月にインターネットオークションで船外機付きの本船を中古で購入し、春から秋にかけて週に1回程度使用していた。</p> <p>船外機は、出力が約1.5kWであり、購入後の総運転時間が約50時間であった。</p> <p>本船は、本インシデント後、プロペラを点検したところ、プロペラとプロペラ軸をつないでいるシャープピンの代わりにボルトが使用されており、ネジ部で破断していることが認められた。</p> <p>本船は、予備のシャープピンを保有していなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	なし

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、蟹田漁港東方沖において、釣り場を移動しようとして船外機を始動し、クラッチを前進方向に入れた際、シャープピンの代用として使用されていたボルトが折損したことから、プロペラが回転しなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、蟹田漁港東方沖において、釣り場を移動しようとして船外機を始動し、クラッチを前進方向に入れた際、シャープピンの代用として使用されていたボルトが折損したため、プロペラが回転しなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長又は操縦者は、中古で小出力の船外機を購入した際、シャープピンの点検を行うとともに、予備のシャープピンを保有することが望ましい。